## 市営交通の施設整備等に関する寄附取扱要綱

制定 令和3年11月1日交経管第552号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市営交通の施設等(以下「施設等」という。)の整備等を円滑に推進し、お客様の利便性・快適性等を向上するための寄附(以下「寄附」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(寄附の使涂)

- 第2条 寄附は、次のいずれかの施設等の整備費用等に充てるものとする。
  - (1) 市営バスのバス停、ベンチ、上屋等の施設及び設備に関する整備費用
  - (2) 市営地下鉄の駅舎、ホーム等の施設及び設備に関する整備費用
  - (3) その他市営交通のサービス向上につながる費用
- 2 寄附を申し込む際の基準は、原則として 10 万円以上の現金もしくは取得金額が 10 万円を超える施設等とする。

(寄附の申込み)

- 第3条 寄附の申込みを希望する者(以下「申込者」という。)は、市営交通の施設整備等に関する寄附申込書(様式1)(以下「申込書」という。)を提出するものとする。ただし、寄附の使途の指定がある場合は、事前に交通局と協議の上、提出するものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、申込書の提出はできないものとする。また、申込み後に該当することが判明したときは、交通局がその申込みを取り消し、申込書及び寄附を返却する場合があるものとする。
  - (1) 法令等に違反又はそのおそれがある場合
  - (2) 社会通念上の重大な問題又はそのおそれがある場合
  - (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがある場合
  - (4) 政治性・宗教性のあるもの又はそのおそれがある場合
  - (5) 申込みに伴う権利義務の第三者への譲渡又はそのおそれがある場合
- 3 交通局は、第1項の規定による申込書の提出があった場合、申込者に市営交通の施設整備等に関する る寄附申込受付書(様式2)を発行するものとする。

(施設等の整備)

第4条 施設等の整備は、原則として交通局が行うものとする。なお、申込時に十分に協議し、交通局が 了承した場合においては、申込者が第2条第2項に定める施設等を整備して提供することができるも のとする。

(施設等への掲示)

- 第5条 交通局は、申込者が希望した場合、期間や内容等の協議を行ったうえで、申込者の名称等を交通 局ウェブサイト又は寄附で整備した施設等に、掲示することができるものとする。
- 2 交通局は、申込者に対し、感謝状を贈呈することができるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、寄附の取扱いに関して必要な事項は交通局長が定める。

## 附則

この要綱は令和3年11月1日から施行する。

## 市営交通の施設整備等に関する寄附申込書

年 月 日

横浜市	方交诵	事業	管理	者
コペレハコ		ナヘ	$\vdash$	

1/ \	
	₹000-0000
	住 所
	氏 名
	電 話
,	なるしより、大学大学の特別専供なりを開入を開発を展展である。 1987年では、大学大学の特別専供ないを開入を開発しては、1987年では、1987年には、1987年には、1987年には、1987年では、1987年には、
	次のとおり、市営交通の施設整備等に関する寄附取扱要綱第3条に定める事項を遵守し、寄附を申 みます。
1	寄附の種別
	現金 ○○万円 または ○○設備等 (評価額○○万円)
2	寄附の使途及び納付の方法
	次のいずれかを選択して下さい。
I	ー □指定する
	(
1	□指定しない(現金のみ)
	納付方法は、交通局が発行する納付書による。
3	公表等の方法
	希望する公表等の方法を選択してください。
	□ 交通局ウェブサイトでの公表
	□ 寄附の対象となった施設等への掲示
	□ 公表等は不要

## 市営交通の施設整備等に関する寄附申込受付書

年 月 日

○○様

横浜市交通事業管理者 交通局長 〇〇 〇〇

次のとおり、市営交通の施設整備等に関する寄附申込みを受け付けました。

- 1 寄附の種別及び受付日
  - (1) 現金 ○○万円 または ○○設備等(評価額○○万円)
  - (2) 受付日 ○年○月○日
- 2 寄附の使途及び納付の方法

別添納付書 または ○○による

3 公表等の方法

ご希望いただきました次の方法とします。

- □ 交通局ウェブサイトでの公表
- □ 寄附の対象となった施設等への掲示
- □ 公表等は不要